## 町 議 会 議 案

第 4 回 (定 例)

鹿 追 町

## 議 案 目 次

議案番号	件    名	議内	決容
84	鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について		
85	令和5年度鹿追町一般会計補正予算(第7号)について		
86	鹿追地区処理施設更新工事請負契約について		

## 議案第 84 号

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月14日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿追町国民健康保険税条例(平成20年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産 被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて 得た額
  - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等

割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得害額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得害額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、 次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
  - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
  - (5) その他町長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の鹿追町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 85 号

中 紙 輝 띰 補 41 聚 宣 具 匨 菮 #  $\Omega$ 果 **⟨**F

0 100 4  $\stackrel{\sim}{\sim}$ 3 IJ ىل 10 S 定 IJ 次 せ 争  $\sim$ 紙 輝 1 出 籗 41 榖 1 6 宣 迴 展 麼 # Ŋ 무 **⟨**||

(歳入歳出予算の補正)

丑 鬆  $\prec$ 鬆 , ے 廿 迴 *1*6 0  $\mathbb{H}$ 10 +S 定  $\mathfrak{C}$ 4 رک 0 田  $\mathfrak{S}$ +က  $\infty$ 9 Z 7, W  $\alpha$ z  $\vdash$ χ , \$ 丑 Z 鬆 W  $\prec$ £ 鬆 ψ IJ  $\exists$ 額 褫 総  $\prec$ 6 鬆 掣 ₩ 1 緻 丑 鑗 鬆 0  $\prec$ 輝 鬆 \* ₩  $\vdash$ 紙

 $\prec$ 鬆 6 滚 띰 無  $\stackrel{\textstyle \sim}{\sim}$ 3 料 緻 金 6 10 ريد 4 ر رُ IJ 尔  $\underline{\mathbb{X}}$ 띰 談 ≉ 洲 掣 H 1 及 丑 尔 鬆  $|\times|$  $\prec$ 6 鬆 严 表 藃  $\vdash$ 6 紙 띰 \_ 舞 0 せ 額 輝 \* 金 6 王 鬆 掣  $\prec$ 鬆 丑 褫  $\alpha$ 

令和 5 年 1 2 月 1 4 日 提 出

鹿追町長 喜 井 知 己

(歳 入)	第1表 歲入歲出予算補正	補正		(単位:千円)
恭	項	補正前の額	補正額	11111111
15 雨庙专出余		721, 646	33, 350	754, 996
	2. 国庫補助金	534, 963	33, 350	568, 313
20 編献令		399, 244	$\triangle 307$	398, 937
10. PNA 21.	1. 繰越金	399, 244	△307	398, 937
		8, 094, 644	33, 043	8, 127, 687

,	
(単位:千円)	1111111
	補下箔
	横下前の額
	野
	業

(歳 出)				(単位:千円)
<b></b>	通	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
9 総務書		2, 393, 728	33, 043	2, 426, 771
	1. 総務管理費	2, 351, 253	33, 043	2, 384, 296
北	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8, 094, 644	33.043	8, 127, 687

1. 総 括 (張 入)

(	歳入歳出補正予算事	補正予算事項別明細書	(単位:千円)
禁	補正前の額	補正額	1111111
15. 国庫支出金	721, 646	33, 350	754, 996
20. 繰越金	399, 244	$\triangle 307$	398, 937
歳 入 合 計	8, 094, 644	33, 043	8, 127, 687

(単位:千円)

	補正額の財源内訳	原内訳	
補正前の額	計 特定財源		1000年3月
	国道支出金加力情	その他	<b>加又另10</b> 所
2, 393, 728	2, 426, 771 33, 350		7307
8, 094, 644	8, 127, 687 33, 350		$\triangle 307$

 $\widehat{\Xi}$ 

(新

9

(単位:千円)						33, 350					\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
j)	6 選					総務管理費補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金				前年度繰越金
		金 額				33, 350					2 307
	飾	医 分				1. 総務管理費補助 金					1. 前年度繰越金
	111	Π̈́	754, 996	568, 313	306, 422			398, 937	398, 937	398, 937	
	# 正 額		33, 350	33, 350	33, 350			307	307	307	
	補正前の額		721, 646	534, 963	273, 072			399, 244	399, 244	399, 244	
2. 歲 入		水 垻 ㅂ	款15. 国庫支出金	項 2. 国庫補助金	目 1. 総務費国庫補助 金			款20. 繰越金	項 1. 繰越金	10 周 1. 繰越金	

(単位:千円)							190	20	126	13	231	233	32, 200	
東)	票				財源内訳補正		消耗品費	印刷製本費	郵便料・運送料	チラシ折込料	口座振替手数料	北海道町村会負担金(電算関係)	負担金補助及び交付金	物価高騰対応重点支援給付 金
		金 額					240		370			32, 433		
	節	区 分					10. 需用費		11. 役務費			18. 負担金補助及 び交付金		
	京	一般財源	△ 307	△ 307	△ 307									
	財 源 内	その他												
	補正額の	定 財 源   地方債												
		梅 国道支出金	33, 350	33, 350	307	33, 043								
	ī	11111111	2, 426, 771	2, 384, 296	1, 802, 162	108, 299								
	1	補正額	33, 043	33, 043	0	33, 043								
	1	補正前の額	2, 393, 728	2, 351, 253	1, 802, 162	75, 256								
3. 歲 出	1	款 項 目	款 2. 総務費	項 1. 総務管理費	目 1. 一般管理費	目18. 新型コロナ対応地 方創生重点事業費								

## 議案第 86 号

鹿追地区処理施設更新工事請負契約について

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 契約の目的 鹿追地区処理施設更新工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 67, 210, 000円
- 4 契約の相手方 札幌市中央区北7条西15丁目28番11号 水ingエンジニアリング株式会社北海道支店 支店長 吉 本 昌 央